

広島市立大学国際交流推進センター規程

平成25年3月26日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、広島市立大学国際交流推進センター（以下「国際交流推進センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 国際交流推進センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 留学生の派遣及び受入に関すること。
- (3) グローバル人材育成に係る企画及び調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国際交流推進センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 国際交流推進センターに、次の職員を置く。

- (1) 国際交流推進センター長
- (2) 国際交流推進センター次長
- (3) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

第4条 国際交流推進センター長は、理事長が任命するものとする。

- 2 国際交流推進センター長は、国際交流推進センターの運営をつかさどる。
- 3 国際交流推進センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、国際交流推進センター長の任期の末日は、当該国際交流推進センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 国際交流推進センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、国際交流推進センター長が国際交流委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。